

1000円
以上！

最賃裁判ニュース

NO.14

2013年

4月21日

神奈川県労働最低賃金裁判事務局 TEL045-212-5855 ブログ「最賃裁判ニュース」で検索を

第9回裁判報告 次回は6月26日(水)10時～(裁判所前9:15集合) 国は「計算式については反論せず」と白旗を揚げる

4月22日、13時30分から第8回裁判が開かれました。原告は8名参加し、集まった支援者は89名。傍聴者で法廷は満席になりました。原告陳述した36歳男性は、低賃金の職種を転々をしたのち、最大手のファストフード店で働く実態と生活の苦しさを語りました。歴史上初めて被告＝国から最低賃金額を先進国最低に押え付ける「5つのごまかし計算式」についての弁明文書が出され、これに弁護団が徹底的に反論を加えました。裁判長が「反論するか？」と聞くと、国は「計算式については反論は行わない」とどうとう白旗を上げました。いよいよ国を追い詰める山場になってきました。

15年間働いて60円しか時給上がらず！36歳原告は自立できない実態を吐露

私は中学卒業後、高校には行かず働きはじめ、蕎麦屋で5年、車の免許を取って運送業のアルバイトをしました。ともに月の収入は12～3万円程度でした。21歳のころ、大手ファーストフード店でアルバイトを始め、現在まで15年間続け、現在36歳。

お店は24時間営業で、お肉を焼くグリルやポテトを揚げるフライヤーに囲まれ、年中暑いキッチンの中でハンバーガーなどを作っています。夜のシフトのときは、1日使った機材などをすべて洗浄し、フロアの掃除もします。人数も2人だけに減らされているので、全く楽ではありません。

このようにハードな仕事ですが、時給は860円です。15年前に時給800円で始まり、毎年10円ずつ上がっていましたが、2006年に今の860円になったきり、もう7年も上がっていません。以前は、人手が足りず、月収20万円近くになることもありましたが、今はアルバイトの登録人数が増え、また会社のシフトや残業管理もかなり厳しくなったため、月収はピークの3分の2の、13～4万円程度です。交通費は出ないし、有給休暇を取ったことはありません。

健康に関しては色々問題を抱えています。2000年くらいに、足の裏からくるぶしにかけて痛み、太ももあたりも痛かったので病院へ行きました。すると、尿酸値が高いことがわかりました。それ以来、尿酸を下げる薬を毎日飲んでいました。2011年11月に胸のあたりが痛くなり、病院に行きました。検査の結果、肺に水が溜まっていることがわかりました。それ以来、やはり薬での治療を続けています。さらに、血圧が、上が200、下が110と超高血圧だとわかり、すぐに薬を処方してもらいました。なので、私は、毎日、5・6種類の薬を朝・昼・晩と何錠も飲まなければなりません。

私は結婚したいし、子供も欲しいです。そのために、まず実家を離れて独立したいと思っています。父は69歳、母は63歳と高齢です。家には3万円ほど入っていますが、結局は親に頼ってばかりなので、本当に申し訳ない気持ちです。

バイト先には、2、3名の正社員と60名程度のアルバイトがいて、私のように10年以上働いている



裁判直前。昼休みでごった返す関内・横浜スタジアム周辺を最賃引き上げ・裁判勝利訴えて、デモ行進

アルバイトが10人程度、20年以上が2人いますが、これまで私が15年間見てきた限り、アルバイトから正社員になったのは2人しかいません。そのため、一時は転職活動をしていましたが生活が忙しく、そのうち考えることをやめました。しかし今年から再度貯金を始め、3ヶ月で10万円ほど貯め、中型二種や大型二種の免許を取得して、バスの運転手として働きたいと考えています。

貯金のために、節約しています。今年買った服は、770円のズボンと1000円のベルトだけです。尿酸の検査に月1回診察代が千円かかり、薬は毎回3千円ほどかかります。肺に溜まった水については、診察は3ヶ月に1回ですが、その度に検査をするので診察代だけで7000円ほどかかり、薬代は3ヶ月分で2万円もします。それに血圧の薬代も入れると、平均して月1万3~4000円程度かかります。

通勤で使っている車のガソリン代で月1万円ほどかかります。もちろん、私には車を買うお金はなく、親が買ってくれました。車両保険は自分で月々3000円ほど払っています。民間の生命保険や医療保険には入っていません。携帯料金も月6000円かかります。そのほか毎日の生活費などを考えると、貯金や親へ渡すお金を絞り出すのが精一杯で、独立するだけの余裕はありません。

毎日、目一杯働いても一人で生活できるだけの給料にならない、生活保護よりも低いのはおかしいと思い、原告になりました。私と同じような境遇の人は私のアルバイト先にも多数いますが、独立している人など聞いたことがありません。本当は独立するためには月20万円程度は必要だと思いますが、時給千円になって2~3万円の収入が増えれば貯金にまわせるとすごく助かります。せめて時給1000円に上げてほしいと思います。裁判所にも私たちが置かれている現実を知って共感してほしいです。



裁判後の報告集会：手前真ん中が原告陳述した青年

●国から最低賃金を先進国最低に押え付ける「5つのごまかし計算式」についての弁明文書が歴史上初めて出される
被告=国からこちらが指摘する「5つのごまかし」についての書面を歴史上初めて出させました。国は「審議会での議論という手続き」を踏んでいるので国の裁量権の逸脱には当たらない、計算方法で少々額が低かろうと「当・不当の問題で違法ではない」と国の裁量は広大だと主張。月額的生活保護を時間給に置き直す際の「5つの計算式のごまかし」について一つ一つ苦しい言い訳がされました。

●弁護団は「ごまかしの計算式も、審議会を通じた国の決定も、ともに裁量権濫用として司法で断罪される」と追及
原告弁護団は最低賃金と生活保護とを比較する計算方法の合理性そのものが司法審査の対象になり、最低賃金審議会が定めた計算方法が合理性を欠く場合、単なる当・不当の問題に止まらず、厚生労働大臣等が行う地域別最低賃金の改正決定が違法となることを最高裁の判例を引用しながら全面的に反論しました。国は、賃金で生活保護受給者と同様の生活費となるよう最低賃金額を定めおらず、最低賃金が生活保護を下回る状況を放置しても違法ではないとまで主張。弁護団は最低賃金法9条3項の当然の要請であること。また現行の計算式を答申した最低賃金審議会公益委員見解が、使用者側委員の意見を一方的全面的に受け入れた事実とさらに、国の「計算方法5つのごまかし」について、逐一徹底的な反論がされました。

被告=国は、「5つのごまかしについては、もう反論しない」と白旗をあげる。

裁判官 さて、国の方から原告の主張に反論しますか？
被告=国 計算式については反論しない。国の裁量権の問題については6/14までに反論をしたい。
裁判官 では国から反論書が出たあと、次回期日は6月26日（水）10時からとします。